令和元年１１月７日	
資　料　提　供	
担当課	福祉保健総務課
担当者	中尾・西川
電　話	073-441-2471

佐野市への住家被害認定士の派遣（第３陣）について

関西広域連合を通じ、栃木県から要請があったため、以下のとおり住家被害認定士を派遣します。

１　派遣期間　　令和元年１１月８日（金）～１１月１３日（水）予定
　　※１１月８日（金）と１１月１３日（水）は移動日

２　業　　務　　令和元年台風第１９号災害にかかる住家被害認定調査業務

３　派 遣 先　　佐野市

４　派遣人数　　和歌山県　　６名
　　県職員　　１名
　　橋本市職員　　１名
　　御坊市職員　　１名
　　日高町職員　　２名
　　みなべ町職員　１名

※住家被害認定士とは、被災された方が生活再建に向けた公的支援等を受けるために必要となる罹災証明書発行の前提となる調査を行う者です。
※本県では、市町村や関係団体（県建築士会、県建築士事務所協会、日本建築家協会、県不動産鑑定士協会）などを対象に合計1,５０７名の住家被害認定士を養成しています。
（令和元年9月末現在）

※１０月２１日（月）～１０月２６日（土）　和歌山県から栃木市へ住家被害認定士１０名を派遣
　１０月２８日（月）～１１月　３日（日）　和歌山県から佐野市へ住家被害認定士　６名を派遣
　１１月　３日（日）～１１月　８日（金）　和歌山県から佐野市へ住家被害認定士　６名を派遣
　今回の佐野市への派遣（第３陣）を含め、和歌山県から栃木県内の２市に対し延べ２８名を派遣